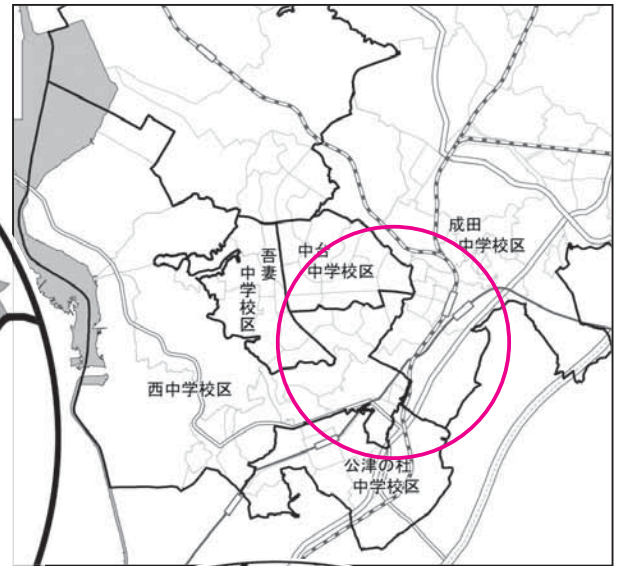


平成25年4月に公津の杜中学校が開校 中学校の通学区域(学区)の一部が 変わります

平成25年4月からの学区図

③中台中学校区から 西中学校区へ変更

加良部2丁目、加良部3丁目、
加良部4丁目、加良部5丁目、
加良部6丁目



②西中学校区から 成田中学校区へ変更

花崎町、馬橋、新町、南平台、
不動ヶ岡、囲護台、囲護台1丁目、
囲護台2丁目、囲護台3丁目



①西中学校区から 公津の杜中学校区へ変更

江弁須の一部、並木町、飯仲、公津の杜1丁目、
公津の杜2丁目、公津の杜3丁目、公津の杜4丁目、
公津の杜5丁目、公津の杜6丁目

①西中学校区から 公津の杜中学校区へ変更

市では、平成25年4月の公津の杜中学校の新設・開校に伴い、成田中学校・西中学校・中台中学校の学区の一部を変更します。変更の対象となる地区の生徒は、平成25年4月から、変更後の学区の中学校へ通学することになります。

②西中学校区から 成田中学校区へ変更

平成小学校区・公津の杜小学校区の生徒は、平成25年度から公津の杜中学校へ通学することになります。また、次の条件に当てはまる場合、指定学校変更申請を行うことで、公津の杜中学校への通学が可能です。

○ 指定学校変更申請を行い、学区外から平成小学校・公津の杜小学校へ通学している児童
○ 小学校時代に指定学校変更申請を行い、平成小学校・公津の杜小学校を卒業した西中学校の生徒

西中学校区から成田中学校区へ変更となる地区に住んでいて、現在、西中学校へ通学している生徒は、平成25年4月以降も、引き続き西中学校に通学を希望する場合は、



建設工事が始まった公津の杜中学校

指定学校変更申請を行うことで、卒業まで西中学校への通学が可能です。

また、花崎町を除く、馬橋、新町、南平台、不動ヶ岡、囲護台、囲護台1〜3丁目に住んでいる児童は、指定学校変更申請を行うことで、平成25年4月以降も、西中学校への入学が可能です。

③中台中学校区から西中学校区へ変更

中台中学校区から西中学校区へ変更となる地区に住んでいて、現在、中台中学校へ通学している生徒は、平成25年4月以降も、引き続き中台中学校に通学を希望する場合、指定学校変更申請を行うこ

とで、卒業まで中台中学校への通学が可能です。

また、加良部1丁目に住んでいる児童・生徒は、指定学校変更申請を行うことで、平成25年4月以降は、西中学校への通学が可能です。

兄弟・弟妹が同時期に中学生となる場合

学区が変更されることで、兄弟と弟妹が同時期に異なる中学校に通学せざるを得ない場合、指定学校変更申請を行うことで、同じ中学校に通学することが可能です。

意向調査を実施

市では、平成25年度の生徒数を把握するために、希望する通学先の調査を学校を通じて7月に実施する予定です。

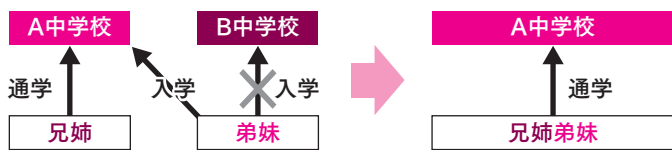
調査対象は西中学校区から成田中学校区へ変更となる地区、中台中学校区から西中学校区へ変更となる地区、加良部1丁目に住んでいる小学6年生、中学1・2年生

指定学校変更申請

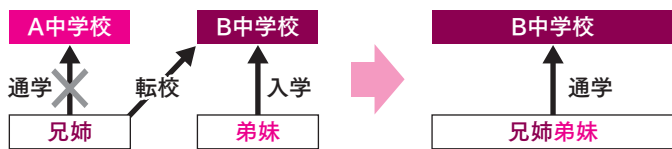
児童・生徒は、定められた学区の小中学校へ通学することになっていますが、具体的な事情があっ

兄弟・弟妹が同時期に中学生となる場合

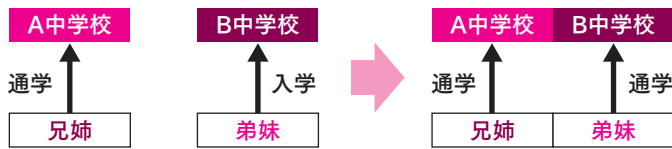
①本来B中学校に入学しなくてはならない弟妹が、指定学校変更申請を行うことで、兄弟が通学しているA中学校に入学する



②本来A中学校に通学しなくてはならない兄弟が、指定学校変更申請を行うことで、弟妹が入学するB中学校に転校する



③指定学校変更申請を行わず、それぞれの学区どおりに通学する(兄弟と弟妹との間で、体育祭や学校行事などの日程が重なる可能性があります)



て定められた学区以外の学校への通学を希望し、市が定める要件を満たす場合、指定学校の変更が認められることがあります。

変更が認められる要件の例

- 児童ホームのある学校への通学を希望する場合
- 日本語による支援が必要で、支援が可能な学校への通学を希望する場合

申請の理由によっては、承諾までに時間がかかる場合や、申請期間が定められている場合があります。

部活動を理由とした指定学校変更申請

中学校進学時に、指定された中学校に希望する部活動がない場合、その部活動のある最も近い中学校へ変更を行うことができます。

平成25年度の申請の期限は、10月31日(水)で、申請後、指定日(11月中)に親子で部活動を参観し、最終意思を確認したうえで、指定学校変更が認められます。

81へ。